

東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会 運営会則

制定 2020年6月2日

表記改訂 2022年7月4日

改訂 2022年12月15日

改訂 2023年12月14日

改訂 2024年6月4日

改訂 2024年12月19日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置する、東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)エネルギー・環境領域ゼロエミッション国際共同研究センター(以下「GZR」という。)に、東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会(以下「本協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、東京湾岸周辺エリアに存在する企業、大学、研究機関、行政機関等の研究開発・実証、ビジネス等での連携を促進することにより、東京湾岸周辺エリアを世界に先駆けてゼロエミッション技術に係るイノベーションエリアとすることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 東京湾岸周辺エリアに存在する企業、大学、研究機関、行政機関等の活動情報を含むエリアマップの作成及び海外への発信
- 二 ナショナルプロジェクトの提案を含む研究開発・実証プロジェクトの企画・推進及びそれらの成果普及・活用
- 三 ゼロエミッション技術に係る研究開発・実証、ビジネス等への取組について会員間の情報交換及び連携の推進
- 四 その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会は、次条第1項に基づき入会を承認された次のすべての要件を満たす企業・団

体等の法人等(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 本協議会の趣旨・構想に賛同していること
- 二 東京湾岸周辺エリアに研究所、事業所、本社等の機能を有すること
- 三 東京湾岸周辺エリアで以下のいずれかの形で、ゼロエミッションに向けた活動を行っていること
 - イ 革新的環境イノベーション戦略に記載されている 39 テーマ、又はその他当該戦略に記載されている 16 課題の解決に資するテーマに係る研究開発の実施
 - ロ 上記イに掲げるテーマに係る実証サイトの提供や関連情報の提供等

(会員の入退会等)

第5条 本協議会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第1項第一号に規定する会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第8条に規定する幹事会(以下「幹事会」という。)で承認を得なければならない。

- 2 会員は、前項の入会申込書に記載された事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第13条第2項に規定する会費(以下「会費」という。)は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、幹事会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 本協議会の目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 二 本協議会の名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 三 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、第3条に規定する事業(以下「本事業」という。)に参加する権利を有する。
 - 二 会員は、第10条に規定する総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1会員につき1とする。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、総会で会費及び第13条第3項に規定する臨時費(以下「臨時費」という。)の徴収が決議された場合、それを負担するものとする。
 - 二 会員は、本協議会の目的を達成するため本事業に協力するものとする。
 - 三 会員は、本会則、本協議会の定める規約その他本協議会の運営に係る諸規程並びに総会及び幹事会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 「革新的環境イノベーション戦略」の趣旨に基づき、ゼロエミッションに係る研究開発等に関する知見の程度を考慮し、会員に所属する者の中から GZR の長が指名した者とする。
- 二 幹事 15 名程度 会員の中から会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 2 会長は、本協議会を代表し、本協議会を統括する。
- 3 幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を代行する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(幹事会)

第8条 本協議会の運営を円滑に行うために、本協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び幹事から構成される。
- 3 幹事会は、会長又は幹事のいずれかの要求で開催され、議長は、会長が務める。
- 4 幹事会の議決権は、1構成員につき1とする。
- 5 幹事会は、議決権を有する幹事の過半数以上の出席をもって成立し、各議案は出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、出席者には委任状を含む。
- 6 議決権を有する幹事のうち、幹事会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 7 会長は、必要があると判断した場合、議長代理を指名することができるほか、政府関係者等を幹事会にオブザーバーとして参加させることができる。
- 8 幹事会は、総会に議案を提出するほか、協議会の運営を円滑に行うために必要な事項であつて総会の議決を要しない事項について決定することができる。
- 9 幹事会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 GZR に本協議会を運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、GZR 及び産総研エネルギー・環境領域ゼロエミッション研究企画室(以下「研究企画室」という。)に所属する職員等が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務

- 二 本協議会の事業計画案の策定業務
- 三 本協議会の会員及び関連機関との連絡調整業務
- 四 本協議会の出納管理業務
- 五 本事業の実施に係る業務
- 六 総会、幹事会等の準備、運営に関する業務
- 七 その他、本協議会の運営に必要と認められる業務

(総会)

第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、幹事会が提出する議案のほか、本協議会の運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 幹事の指名承認
 - 四 本協議会の設置期間の延長
 - 五 その他、本協議会の運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、各議案は出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、出席者には委任状を含む。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要があると判断した場合、議長代理を指名することができるほか、政府関係者等を総会にオブザーバーとして参加させることができる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第11条 本事業を効率的に遂行するため、本協議会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
 - 一 ワーキンググループの名称
 - 二 活動内容
 - 三 設置理由
 - 四 参加予定者
- 3 ワーキンググループの設置の可否は、幹事会で決定するものとする。

(会計年度)

第12条 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本協議会の設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本協議会の運営に必要な費用は、会費及び GZR/研究企画室の運営費の一部をもって充てることができる。

- 2 会費を徴収する場合には、徴収の実施の適否、会計年度ごとの額その他必要な事項について、幹事会で評議し総会で決議のうえ行うものとする。
- 3 本協議会において特別の事業を行おうとする場合には、幹事会で評議し総会で決議のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は幹事会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を幹事会に報告しなければならない。
- 3 幹事会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

(情報の取扱い)

第15条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに幹事会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。
- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第17条 会員は本協議会において提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出

又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律 228 号。以下外為法という。)第 6 条第 1 項第六号に定める非居住者及び「外国為替及 び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。)の 1(3)サ 1、2 又は 3 に該当する者(外為法第 6 条第 1 項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第18条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第 2 条に規定する目的が達成された場合。
- 二 本協議会の運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本協議会の解散は、総会の決議を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の決議をもってこれを行う。

(設置期間)

第20条 本協議会の設置期間は、2026 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、2020 年 6 月 2 日から施行する。
この会則は、2022 年 7 月 4 日から施行する。
この会則は、2022 年 12 月 15 日から施行する。
この会則は、2023 年 12 月 14 日から施行する。
この会則は、2024 年 6 月 4 日から施行する。
この会則は、2024 年 12 月 19 日から施行する。

(設立当初の役員)

2 本協議会の設立当初の役員は第7条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会長 柏木 孝夫(国立大学法人東京工業大学)

幹事 旭化成株式会社

同 岩谷産業株式会社

同 鹿島建設株式会社

同 国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)

同 JXTGホールディングス株式会社

同 東京ガス株式会社

同 国立大学法人 東京大学

同 東京電力ホールディングス株式会社

同 株式会社東芝

同 日産自動車株式会社

同 日本製鉄株式会社

同 株式会社日立製作所

同 三井不動産株式会社

(設立当初の幹事の任期)

3 設立当初の幹事の任期は、第7条第5項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される総会の終結の時までとする。